

## はじめに

### 1 会社法の規定ぶりの問題

平成17年に会社法が全面改正となって、これまで商法の中に規定されていた会社に関する規定が、会社法という単行の法律となった。ところが、条文数が飛躍的に増え、条文の規定振りも非常に細かい。

しかも、条文編纂方針として、特に株式会社に関し、最も小さい会社形態、具体的には非公開会社で取締役会非設置会社を原則形態として規定し、公開会社の例外、取締役会設置会社の例外、大会社の例外等、会社形態の大型化に対応して例外を規定するという規定ぶりとなっている<sup>1</sup>。

しかし、そうなると、株式を上場している、いわゆる上場会社に代表されるような大型の会社、つまり定義上、公開会社(2⑤)かつ大会社(2⑥)に該当するような会社は、会社法の原則規定には当てはまらないという事態が頻繁に生じる条文編纂となっている。このため、上場会社にとっては非常に見通しの悪い法律となってしまっている。

### 2 会社法以外の規律の問題

また、これは会社法制定以前からの問題ではあるが、上場会社の組織を規律する法律は、会社法だけではない。例えば、上場会社の株式の流通に関しては、基本的には東京証券取引所などの金融商品取引所での市場内取引が基本的な流通方法であり、市場内金融市場での流通は、会社法が想定する株式の流通とはかなり異なる。この市場内金融市場たる金融商品取引所は「金融商品取引法」に基づいて開設される。さらに市場取引を健全に保つために、上場会社等のように株式が多数の者の間で流通していることが予定されている場合は、金融商品取引法によるディスクロージャー規制が問題となり、これが実質的に会社法の特別法的な位置づけとなってくる。

さらに市場内取引による株式の流通を円滑にするために、「社債、株式等の振替に関する法律」が全面的に適用されることになる。

上場会社を理解するには、こうした会社法以外の法律も必然的に問題となるが、こうした特別法的法律を踏まえた上場会社の規律を解説した適切な文献はほとんど見かけない。

### 3 解説の方針

そこで、どこまで成功するかははなはだ疑問ではあるが、上場会社特有の規律、基本的には公開会社かつ大会社の規律を前提に会社法から抜き出し、かつ、上場会社にとっては会社法の特別法的位置づけとなる金融商品取引法や、社債、株式等の振替に関する法律などの法律を適宜組み込む形で解説し、上場会社法の概要として解説してみたい。

また、上場会社を一から設立するというのは想定し得ない。そのため、会社法の設立に関する部分は思い切って省く。場合によっては上場会社が組織再編の一つとして別会社を

---

<sup>1</sup> ただし、109条2項のように、公開会社でない会社の例外が規定されている場面もないわけではなく、必ずしも本文記載のような条文編纂方針が徹底しているわけではない。このことが、さらに会社法を分かりにくくさせている。

設立するということもあり得るので、組織再編のところでは設立を解説するかもしれないが、その時になってみないとわからない。